é価 <mark> </mark>				成込症対策を徹底したトア	(単位:円、1事業所又は1定員当たりでの介護サービス提供支援事業
補助対象				令和3年4月1日以後、感染症対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等(1~28)	
事業所・施設等の種別(※1)				基準単価(円)	
	1	訪問介護事業所		176,220	1事業所当たり
		訪問入浴介護事業所		186,120	 1事業所当たり
	3	訪問看護事業所		170,940	 1 事業所当たり
		訪問リハビリテーション事業所		74,910	1 事業所当たり
訪問系		定期巡回・臨時対応型訪問介護看護事業所		167,640	1事業所当たり
		夜間対応型訪問介護事業所		67,320	1 事業所当たり
		居宅介護支援事業所		48,840	1 事業所当たり
		福祉用具貸与事業所		48,840	1 事業所当たり
		居宅療養管理指導事業所		10,890	1 事業所当たり
	10		通常規模型	294,360	1 事業所当たり
		】 通所介護事業所	大規模型(Ⅰ)	375,210	1 事業所当たり
	12	AST// IN TO ANY	大規模型(Ⅱ)	488,400	1 事業所当たり
	$\vdash$	地域密着型通所介護事業所(療養通所介	, ,	126,720	1 事業所当たり
通所系	$\vdash$	4 認知症対応型通所介護事業所		123,750	1 事業所当たり
	15	1000年2017年2017年2017年2017年2017年2017年2017年	通常規模型	309,870	 1事業所当たり
		通所リハビリテーション事業所	大規模型(Ⅰ)	389,730	 1事業所当たり
	17		大規模型(Ⅱ)	622,050	 1事業所当たり
短期入所系		短期入所生活介護事業所、短期入所療養	, ,	14,520	 1定員当たり
<b>ト立州リスババ</b>		9 小規模多機能型居宅介護事業所		156,750	 1事業所当たり
多機能型		看護小規模多機能型居宅介護事業所		210,540	 1事業所当たり
		1 介護老人福祉施設		12,540	 1定員当たり
		地域密着型介護老人福祉施設		13,200	 1定員当たり
	$\vdash$	介護老人保健施設		12,540	 1定員当たり
		介護医療院		15.840	 1定員当たり
入所施設・居住系		介護療養型医療施設		14,190	 1定員当たり
		認知症対応型共同生活介護事業所		11,880	1 定員当たり
		接護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		12,210	 1定員当たり
		養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		11,550	1 定員当たり
京経費(※2、※3、※4)				a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する) 旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品補完等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員により発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 i タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く。) j 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料、物品の使用料 k 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の賃料、物品の使用料 k 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 l 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合m 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費	
類				・事業所・施設ごとに、基準単価と補助対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない額を 助金額とする。なお、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで補助することができる。	

- ※1 事業所・施設等について、補助の申請時点で指定等を受けている者であり、また
- ・各介護予防サービスを含むが介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取り扱う。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、訪問系は訪問介護事業所と、通所系は通所介護事業所(通常規模型)と、介護予防ケアマネジ メントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。
- ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助金の申請時点で判断すること。
- ※2 かかり増し経費として考えられるものを例示したものであるが、実際の補助に当たっては、実施主体である市が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、 通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。
- ※3 本事業との同一の補助対象経費に対し、他の補助制度を併用する場合は、本事業の補助対象経費分とそれ以外の補助対象経費分とを明確に区分しなければならない。
- ※4 介護報酬にて措置される部分については、本事業の対象外とする。